

事務事業名	県町村会法務事務支援参画事業		所属部局	総務部		単位番号	3023				
			所属課室	総務課		課長名	小池 正之				
			所属担当	文書法制担当		担当者名	石川 珠美				
基本政策	基本計画体系	I	情報と連携の都市づくり	予算科目	会計	名称	款	項	目	細目	細々目
		01	行財政改革の推進		01	一般	02	01	02	02	01
政策			行政改革の推進	事業区分	☐ 国の制度による義務的事業 ☐ 施設等維持管理事業 ☐ 県の制度による義務的事業 ☐ 補助金交付事業 ☐ 市の制度による義務的事業 ☒ その他の事業 ☐ 義務化されている協議会等の負担金						
施策		02	行政改革の推進								
事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始年度 年度)		法令根拠	事業費の主な内訳 (22年度)							
	☐ 期間限定複数年度 (年度 ~ 年度)										
事務事業の概要	事業の内容…期間限定複数年度事業は次年度以降3年間の計画内容も記載 町村会で行っている法務支援事業(主だった例規改正の指導、町村会顧問弁護士による法律相談)への負担金の支払い。 ・予算要求→納付→相談依頼する担当課と顧問弁護士による法律相談の日程調整→法律相談の報告書の作成			項目(細節) 金額(千円) 項目(細節) 金額(千円)							
				その他負担金 140							
				計 140							

1 現状把握 (DO)

(1) 事務事業の目的と目標

① 活動	
22年度活動実績	負担金の納付、法律相談等の日程調整、結果報告、総会(担当者)出席
23年度活動予定	負担金の納付、法律相談等の日程調整、結果報告、総会(担当者)出席、例規整備の支援
② 対象(この事務事業は誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等	
職員	
③ 意図(この事務事業により対象をどのような状態にしていのか、どのように変えるのか)	
的確な例規整備 法的に的確に問題に対処できる	
④ 上位目的(どのような結果に結び付けるのか)	
法定闘争に発展するケースが少なくなる	

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 法律相談件数	件
イ 担当者会開催数	回
ウ 例規改正相談件数	件
⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 職員数	人
イ	
ウ	
⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 満足と回答した職員数	%
イ	
ウ	
⑧ 上位成果指標(結果の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 訴訟まで発展した件数	件
イ	

(2) 事業費・指標の推移		単位	21年度 (決算・実績)	22年度 (決算・実績)	23年度 (予算・目標)	24年度 (次年度計画・目標)	25年度 (計画・目標)	26年度 (計画・目標)	最終 (トータルコスト・目標)	年度
年間 トータル コスト	事業費 内訳	国庫支出金	千円							
		県支出金	千円							
		地方債	千円							
		その他	千円							
		一般財源	千円	200	140	140	140	140	140	
	事業費計 (A)		千円	200	140	140	140	140	140	0
	人件費	正規職員従事人数	人	3	2	2	2	2	2	
		延べ業務時間	時間	100	40	40	40	40	40	
		人件費計 (B)	千円	446	178	158	158	158	158	0
	(A)+(B)		千円	646	318	298	298	298	298	0
活動指標	ア	件		30.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	
	イ	回		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	ウ	件		15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	
対象指標	ア	人								
	イ									
	ウ									
成果指標	ア	%								
	イ									
	ウ									
上位成果指標	ア	件								
	イ									

(3) この事務事業を取り巻く状況(対象者・社会状況等)の変化、市民意見等

① この事務事業はいつ頃どんな経緯で開始されたのか?	合併当初から、旧町村時代からの業務を引き継ぎ行っている
② 事務事業を取り巻く状況は開始時または5年前と比べてどう変化しているか? また、今後の予測は?	相談件数は増加の傾向にある。地域主権関連法の公布により、条例等の整備が多数必要となりその例規整備の支援を受け、適正に処理をして行く
③ 事務事業に対して関係者(市民、事業対象者、議会等)からどんな意見・要望が寄せられているか?	なし

(4) 改革改善の取り組み状況

① 改革改善の取り組み実施は?	☐ 取り組みしている ⇒ [内容↓] ☒ 取り組みしていない ⇒ [理由↓]
② これまでの改革改善の取り組み状況・経過(取り組みしていない場合はその理由)	法的問題は、専門家(弁護士)に相談する
③ H 22年度に実施した改革改善の内容	なし

事務事業名	県町村会法務事務支援参画事業	所属部	総務部	所属課	総務課
-------	----------------	-----	-----	-----	-----

2 評価 (Check1) 担当者による事後評価 (複数年度事業は途中評価)

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系の施策に結びつき、貢献しているか？意図が上位目的に結びついているか？	☐ 結びついていない (見直し余地がある) ⇒ [理由↓] ⇒ 3評価 (Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 結びついている ⇒ [理由↓] 速やかな相談体制であるので、効率的な行政運営に結びつく。 地域主権関連法の公布により例規整備の法務支援の必要がある。
	② 公共関与の妥当性 この事務事業を税金を投入して市が行わなければならないのか？民間やNPOに委ねることは可能か？	☐ 見直し余地がある ⇒ [理由↓] ⇒ 3評価 (Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 妥当である ⇒ [理由↓] 当事者である市が対応しなければならない。
	③ 維持・継続の妥当性 現状の対象と意図、成果から考えて、この事務事業を将来にわたり、維持・継続していくことは妥当か？目的や事業の必要性を見直す余地はあるか？	☐ 見直し余地がある ⇒ [理由↓] ⇒ 3評価 (Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 適切である ⇒ [理由↓] 市に対し、行政上等の責任を問うもので適切である。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 事務事業のやり方・進め方を変えることで成果を向上させることはできるか？できない場合は何が原因でできないのか？	☐ 向上余地がある ⇒ [理由↓] ⇒ 3評価 (Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 向上余地がない ⇒ [理由↓] 法的問題を専門家の弁護士に相談している。
	⑤ 類似事業との統廃合・連携の可能性 類似した目的を持つ事務事業が他にあるか？類似事務事業がある場合、その事務事業との統合や連携を図ることはできるか？	☒ 類似事務事業がある ⇒ (類似する事務事業の名称を記入↓) ☐ 統合・連携ができる ⇒ [理由と具体案↓] ⇒ 3評価 (Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 統合・連携ができない ⇒ [理由↓] 顧問弁護士設置事業では、行政及び市民の法律相談を行う。町村会では法務支援業務も行っている。
	⑥ 休止・廃止した時の影響及び休止・廃止の可能性 この事務事業を休止・廃止した場合影響はあるか？また成果から考えて、休止・廃止することはできるか？	☐ 影響なし ☒ 影響あり ⇒ [理由と影響の内容↓] 法的相談はいつ起きるか想定できない。 例規整備においては法務支援が必要である。 ☐ 休止・廃止ができる ☒ 休止・廃止できない ⇒ [理由↓] 法的相談はいつ起きるか想定できない。 例規整備においては法務支援が必要である。
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費 (コスト) を削減できないか？ (仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒ [理由・具体案↓] ⇒ 3評価 (Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒ [理由↓] 町村会の顧問弁護士による法的相談や主な例規改正の指導 (法務支援) を受けている。
	⑧ 人件費の削減余地 成果を下げずに人件費を削減できないか？ (事業のやり方の見直しによる業務時間の削減や臨時職員対応や外部委託による削減はできるか？)	☐ 削減余地がある ⇒ [理由・具体案↓] ⇒ 3評価 (Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒ [理由↓] 弁護士と相談する担当課との調整等が主な事務である。
公平性 評価	⑨ 受益機会・受益者負担の適正化余地 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？受益者負担を見直す必要はないか？公平公正か？	☐ 見直し余地がある ⇒ [理由・具体案↓] ⇒ 3評価 (Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 公平・公正である ⇒ [理由↓] 市の事業で起こる法的相談で、公正公平である。 例規整備においても同様である。

3 評価 (Check2) 担当課管理者による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 1次評価の総括 (事務事業を実施した結果を振り返り気づいたこと、課題、今後の方向性等について)
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	行政問題を専門とする弁護士による法律相談であり、例規の改正等法務支援についても必要であり併せて行っているため、この事業は引き続き行っていく。 なお、市顧問弁護士との併用は、現在の施策執行上必要と考える。

4 今後の方向性 (事務事業担当課案) (PLAN)

(1) 今後の事務事業の方向性 (Check1の結果から定める)・・・複数選択可		(3) 改革・改善による方向性																						
☐ 廃止 (目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 事業統合・連携 (有効性⑤の結果) ☐ 公平性改善 (公平性⑨の結果) ☐ 休止 (目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 成果向上 (有効性④の結果) ☒ 現状維持 (全評価項目で適切) ☐ 必要性検討 (目的妥当性①、②、③の結果) ☐ コスト削減 (効率性⑦、⑧の結果)		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト水準</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果水準</th><th>向上</th><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><th>維持</th><td>☐</td><td>☒</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td>☐</td><td></td><td></td></tr></table> ※ 廃止・休止の場合は記入不要				コスト水準			削減	維持	増加	成果水準	向上	☐	☐	☐	維持	☐	☒		低下	☐		
		コスト水準																						
		削減	維持	増加																				
成果水準	向上	☐	☐	☐																				
	維持	☐	☒																					
	低下	☐																						
(2) 改革改善案について																								
①																								
②																								
③																								
(4) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策		(5) 事務事業優先度評価結果																						
①		成果優先度評価結果	対象外																					
②																								
③		コスト削減優先度評価結果	対象外																					